

令和7年度 入札契約制度等の見直し概要

公契約大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、次のとおり、入札契約制度等の改正を行いました。

1 金入設計書の情報提供【令和6年度からの再掲】

手続きの簡素化や審査期間の短縮等を図るため、情報公開制度により公開してきた建設工事等の金入設計書を情報提供の対象に移行

2 見積活用方式の試行

標準積算と実勢価格との乖離が見込まれる工事において、実勢価格を予定価格に反映させるため、「見積活用方式」を試行

3 土木工事書類簡素化ガイドラインの改正

簡素化対象となる土木工事書類の取扱いを明確にし、書類作成に係る負担の軽減を図るため、土木工事書類簡素化ガイドラインを改正

4 ウィークリースタンス実施要領の策定

受発注者で業務姿勢を定め、計画的・効率的履行と品質向上、担い手確保・育成を図るため、ウィークリースタンス実施要領を策定

5 公契約大綱の改正

第三次・担い手3法が令和7年12月12日に全面施行されたことを受け、公契約大綱を改正

6 事後審査型総合評価の試行

総合評価競争入札における技術資料の修正や再提出など、受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、「事後審査型総合評価競争入札」を試行

7 労務費ダンピング調査

建設労働者への賃金の行き渡りを確保するため、入札金額内訳書に記載された労務費等の適正性の調査（労務費ダンピング調査）を実施

8 入札金額内訳書への材料費・労務費等の明示

建設労働者への賃金の行き渡りを確保するため、入札金額内訳書に材料費・労務費等の明示がないものを、無効な入札とします。

9 コミットメント条項の適用

建設労働者への賃金の行き渡りを確保するため、工事請負契約書にコミットメント条項の適用

1 金入設計書の情報提供【令和6年度からの再掲】

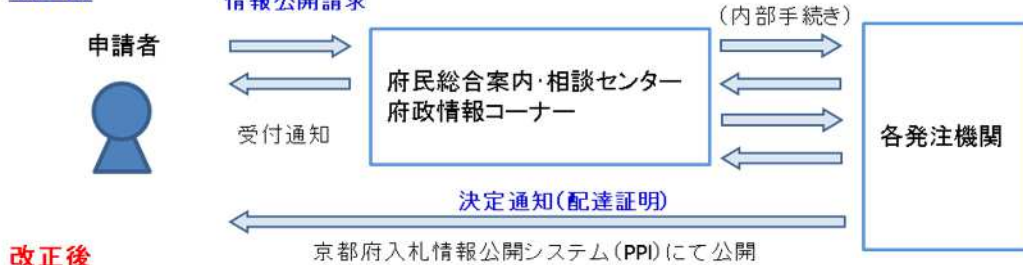
1 主旨

建設工事等の金入設計書は、京都府情報公開条例に基づき、情報公開制度により公開してきましたが、同制度によらない情報提供の対象とし、手続きの簡素化や審査期間の短縮等、入札契約制度の更なる透明性の確保を図ることとしました。

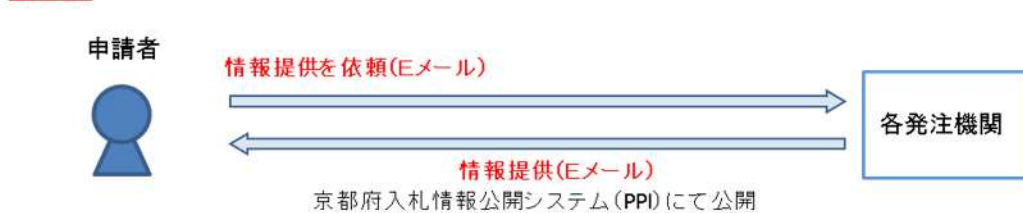
2 内容

1 事務フロー

改正前



改正後



2 具体的な手続き等

- (1) 情報提供件名表(別記第1号様式)を各発注機関(入札公告文に記載されている「契約に関する事務を担当する組織」)あて提出してください。
- (2) 提出方法は原則、電子メールによることとします。ただし、発注機関から別の方法を指示された場合は、これに従ってください。
- (3) 複数の案件をまとめて申請いただけますが、発注機関をまたがる場合は、それぞれの発注機関が所管している案件に分割し、各発注機関あて申請してください。
(例) A土木事務所発注のa工事,b工事,c工事と、B土木事務所発注のd工事,e工事の情報提供を依頼する場合
→a工事,b工事,c工事を記載した情報提供件名表をA土木事務所へ提出
d工事,e工事を記載した情報提供件名表をB土木事務所へ提出
- (4) これまで同様、京都府入札情報公開システム(PPI)にパスワード付きのPDFファイルでアップロードしますので、後日、申請いただいたメールアドレスあてに送信するパスワードを用いて、内容を御確認ください。
- (5) 情報提供は契約締結日の翌日以降に行います。

3 メールアドレス

京都土木	kyodo-kikakusomu@pref.kyoto.lg.jp	丹後土木	tanshin-do-tango@pref.kyoto.lg.jp
乙訓土木	yamashin-do-oto@pref.kyoto.lg.jp	流域下水道	ryuiki-soumu@pref.kyoto.lg.jp
山城北土木	y-d-k-somu@pref.kyoto.lg.jp	大野ダム総合管理	dam-shomu@pref.kyoto.lg.jp
山城南土木	yamashin-do-minami@pref.kyoto.lg.jp	京都府営水道	kyosui-somu@pref.kyoto.lg.jp
南丹土木	n-d-n-somu@pref.kyoto.lg.jp	公営企業管理	kokan-kosui@pref.kyoto.lg.jp
中丹東土木	c-d-h-somu@pref.kyoto.lg.jp	港湾局	kowan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp
中丹西土木	c-d-n-kikakusomu@pref.kyoto.lg.jp		

3 適用日

令和7年4月1日から適用開始

2 見積活用方式の試行

1 主旨

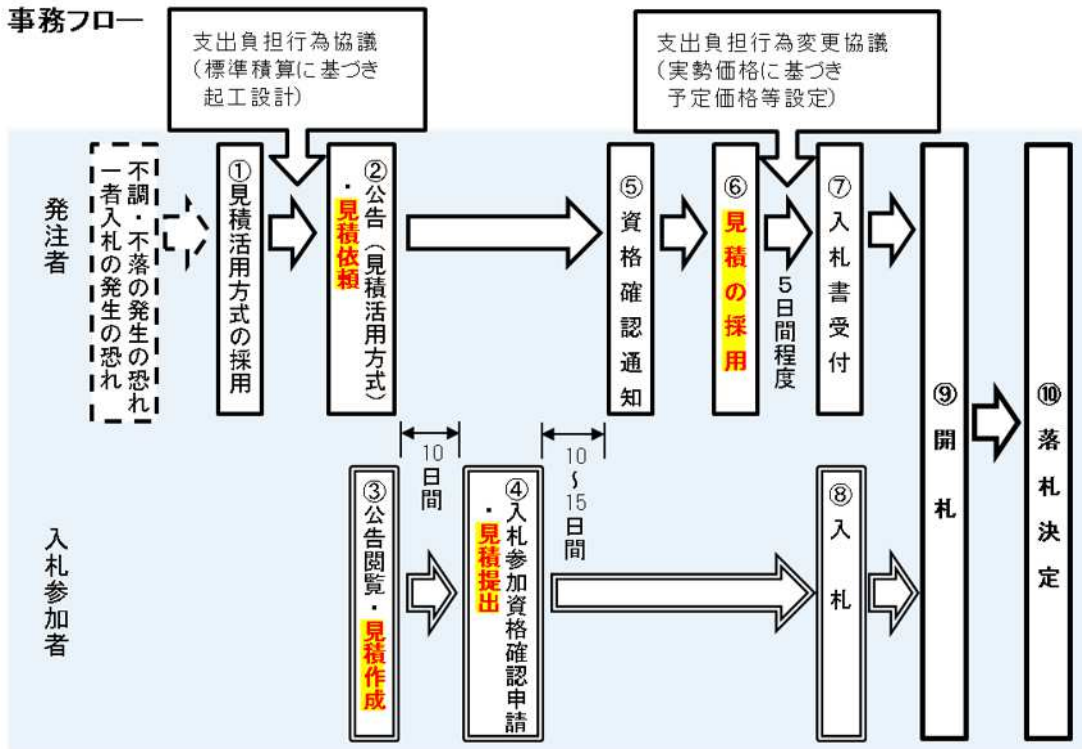
建設交通部所管工事のうち標準積算と実勢価格に乖離が生じていると考えられるものを対象として、入札参加者から提出される見積の平均的な単価及び歩掛を採用し、予定価格を作成する「見積活用方式」を試行することとしました。

2 内容

1 対象工事

予定価格の事後公表の試行対象工事のうち、標準積算と実勢価格の乖離により、不調・不落又は一者入札となるおそれがあるもの

2 事務フロー



3 留意事項

- (1) 見積の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加者は、見積を入札参加資格確認申請書とともに提出するものとする。
- (3) 見積の提出がない又はその内容に不備がある場合は、入札参加資格を認めないこととする。
- (4) 入札参加者の都合による提出期限以降の見積の再提出又は差し替えは認めない。
- (5) 見積価格又は見積歩掛は、取引価格や需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を勘案して作成する入札時の実勢価格とし、価格上昇等を予測した価格ではないことに留意するものとする。
- (6) 妥当性が確認された見積が複数ある場合は、平均値を参考に採用する見積を決定する。

3 適用日

令和7年6月4日から施行

3 土木工事書類簡素化ガイドラインの改正

1 主旨

簡素化対象となる土木工事書類の取扱いを明確にし、書類作成に係る負担の軽減を図るため、土木工事書類簡素化ガイドラインを改正することとしました。

2 適用日

令和7年9月1日から施行

4 ウィークリースタンス実施要領の策定

1 主旨

受発注者間で1週間の仕事の取組(スタンス)を目標として定め、計画的・効率的に工事及び業務を履行することで、より一層の品質向上に努めるとともに、ワークライフバランスの推進など、担い手の確保、育成を図ることを目的に、ウィークリースタンス実施要領を策定することとしました。

2 適用日

令和7年9月1日から施行

5 公契約大綱の改正

1 主旨

令和7年12月12日に全面施行された「第三次・担い手3法」に掲げられた、「担い手確保」、「生産性向上」、「地域における対応力強化」の措置のうち、公契約における受発注者関係の更なる適正化へ向け、府として取組の拡充を行うものについて大綱に反映させるため、公契約大綱を改正することとしました。

2 主な見直し事項

(1) 担い手確保

- ・労務費等、必要経費が見積書等に内訳明示されているか確認
- ・「工期に関する基準」に基づき、自然要因(降雨・降雪・猛暑日等)等を考慮した適正な工期の確保
- ・建設現場で働く誰もが働きやすい職場環境の整備を促進

(2) 生産性向上

- ・建設キャリアアップシステム等情報通信技術を含む、新技術を活用した効率化・合理化の促進

(3) 地域における対応力強化

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・規模による発注をすることとし、建設工事の一般競争入札では、原則として応札可能者数を概ね10者以上確保し、工事内容や規模に応じて応札可能者数の更なる確保を図るなど、入札参加資格要件を適切に設定
- ・建設工事の指名競争入札では、原則として概ね10者以上を指名
- ・災害協定に基づく災害復旧工事等に従事する者の労災保険契約の締結を促進

3 適用日

令和7年12月12日から施行

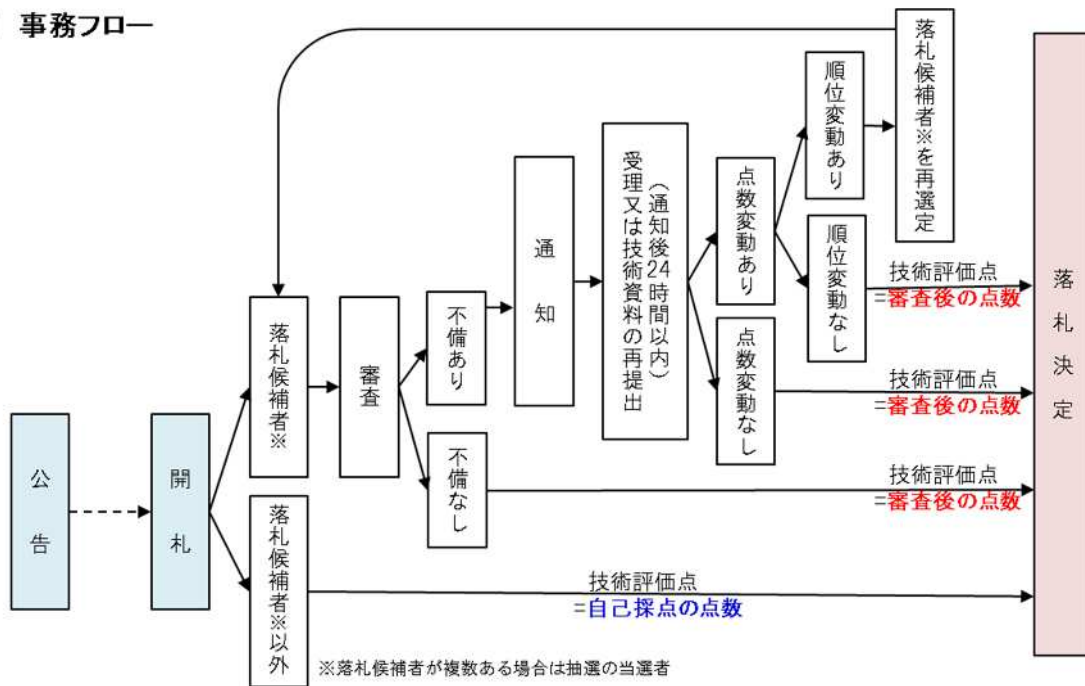
6 事後審査型総合評価の試行

1 主旨

総合評価競争入札における技術資料の修正や再提出など、受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、落札候補者のみを対象に技術資料を審査する「事後審査型総合評価競争入札」を試行することとしました。

2 内容

1 事務フロー



2 対象工事

土木Ⅰ等級以上又は舗装Ⅰ等級の総合評価競争入札の一部で試行する。

3 留意事項

- 開札後、落札候補者のみを対象に審査を行います。なお、落札候補者が複数ある場合は抽選を行い、当選者のみを対象に審査を行います。
- 京都府で審査した結果、技術資料に不備がある場合や自己採点の点数に誤りが認められた場合は、FAXでその旨を通知します。
- 通知後、技術資料を修正又は再提出することができますが、通知から24時間以内（閉庁日の場合は次の営業日の同時刻まで）に限り認めることとします。
- 自己採点の誤りが事実である場合は、その旨を御連絡ください。通知から24時間以内（閉庁日の場合は次の営業日の同時刻まで）に回答がない場合は、自己採点の誤りは事実であるものとして取り扱います。
- 審査の結果、技術評価点変動する場合は、審査後の正しい点数に修正し、入札を続行します。
- その結果、順位に変動があった場合は、改めて落札候補者を選定し審査対象とします。なお、順位変動後の落札候補者が複数ある場合は抽選を行い、当選者のみを対象に審査を行います。
- 自己採点の点数を間違えたことに対する瑕疵は問いません。
- 落札候補者のみ審査するため、他申請者の技術評価点は自己採点の点数が公表されます。これら自己採点の点数における誤りの有無を問わず、入札結果は有効とします。
- 審査に時間を要した場合、落札決定が予定日の翌日以降に遅延することがあります。

3 適用日

令和8年4月1日から施行

7 労務費ダンピング調査

1 主旨

建設労働者への賃金の行き渡りを確保するため、入札金額内訳書に記載された労務費等の適正性の調査（労務費ダンピング調査）を実施することとしました。

2 内容

1 調査方法

落札候補者（複数ある場合はくじ引きの当選者）から提出された入札金額内訳書に記載されている直接工事費が一定水準以上となっているか確認します。

2 一定水準の額（労務費ダンピング調査基準価格）

一定水準の額（労務費ダンピング調査基準価格）は「低入札価格調査制度に係る取扱要領」第2条第1号アに規定する、「直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額」とします。

（例）土木一式工事の場合

$$\begin{aligned} \text{直接工事費} &= 100\text{万円} \rightarrow \text{労務費ダンピング調査基準価格} \\ &= \text{直接工事費} \times 0.97 \\ &= 97\text{万円} \end{aligned}$$

（例）建築・建築機械設備・建築電気設備工事の場合

直接工事費の一部に土木工事において現場管理費として扱われる項目が含まれるため、この額を控除した上で係数を乗じる。（詳細は「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」を参照）

$$\begin{aligned} \text{直接工事費} &= 100\text{万円} \rightarrow \text{労務費ダンピング調査基準価格} \\ &= \text{直接工事費に区分するもの} (\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.97 \\ &= 87.3\text{万円} \end{aligned}$$

工事の種別	費目	直接工事費に区分するもの	共通仮設費に区分するもの	現場管理費に区分するもの	一般管理費等に区分するもの	所管	
土木	鋼橋上部工工事	鋼橋製作費 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等	建設交通部
	土木電気通信設備工事	機器費	機器費×0.8 (工場製作)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工場管理費)	機器費×0.1 (一般管理費等)	
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等	
	土木機械設備工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等	
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 架付間接費	一般管理費等	
	鉄塔・反射板工事	鉄塔製作費	鉄塔製作費 ×0.6	鉄塔製作費 ×0.3	鉄塔製作費 ×0.1	一般管理費等	
工事費		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等		
建築	建築工事	直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.1	一般管理費等		
	建築機械設備工事	直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.1	一般管理費等		
	建築電気設備工事	直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.1	一般管理費等		
	昇降機設備工事等、製造部門を持つ専門工事企業対象工事	直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.2	一般管理費等		
	建築に係る解体工事	直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.2	一般管理費等		
下水道等	下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1	
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 架付間接費 設計技術費	一般管理費等		

「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」(抜粋)

3 理由書の提出と建設Gメンへの通報

- 直接工事費が労務費ダンピング調査基準価格未満である場合、理由書の提出を求めます。
- 理由書に記載された内容が合理性に欠ける場合、契約は締結しますが、国土交通省が設置する建設Gメンへ通報します。

4 その他

- 当面の間、入札金額内訳書に記載された人件費、材料費、法定福利費、安全衛生経費及び建退共掛金については、記載の有無のみを確認します。

5 適用開始日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する予定価格1億円以上の工事から適用を開始する。

3 適用日

令和8年4月1日から施行

8 入札金額内訳書への材料費・労務費等の明示

1 主旨

建設労働者への賃金の行き渡りを確保するため、入札金額内訳書に材料費・労務費等の明示がないものについては、無効な入札として取り扱うこととします。

2 内容

1 内訳書への記載が必要な項目

- 工事名、工事番号及び名前又は商号（名称）
- 数量計算書の工事区分、工種、種別及び細別に対応する数量、単位及び金額
（営繕工事は、参考数量書の種目別内訳、科目別内訳に対応する数量、単位及び金額）
- **材料費**
- **労務費**
- **法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料等の事業主負担額）**
- **安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）**
- **建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）**

赤枠内を今回追加

2 内訳書の例

工事費内訳書

工事名：○○○○工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削		m ³	10,000		
...		...			
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注) 本内訳書は、第1回入札に際し提出を求められるものである。

注) 発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

出典：総務省・国土交通省通知文

令和8年4月1日以降、内訳書に材料費・人件費等の記載がない場合、入札を無効としますのでご注意ください。

3 適用日

令和8年4月1日から施行

9 コミットメント条項の適用

1 主旨

建設労働者への賃金の行き渡りを確保するため、建設工事請負契約書に、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項（いわゆる「コミットメント条項」）を新たに規定します。

2 内容

◆ 条文(B)を採用

発注者と元請事業者、元請事業者と一次下請事業者など、各段階において、個別に適正な賃金や労務費の支払い等を約束する



● 情報開示に対して提出する書類について

- ・賃金支払に関する情報開示に当たっては、適正な賃金を支払った旨の誓約書を提出
- ・労務費支払いに関する情報開示に当たっては、下請契約書の該当部分の写しを提出

3 適用日

令和8年4月1日から施行